

行動規範 1

岐阜県農業共済組合

岐阜県農業共済組合役職員は、次に示す行動規範の各事項により、法令、定款、事業規程、諸規則等を遵守し、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、社会に対して公正な行動を実践する責任を負います。

この行動規範等に対する違反が認められた場合は、事実関係の調査、対応策の策定、行政庁への届け出、関係者の処分、再発防止対策等ルールに従い措置を講じます。

1. 法令・社会ルールの遵守

法令・社会ルールを遵守し、「NOSA Iの理念」に基づき農業保険事業を的確に実施するため制度の普及を行い、補償の充実及び損害防止活動等による生産支援・サービスの提供により、社会的役割を果たします。

2. 公正な競争の遵守

取引上の立場を利用して、相手に不当な不利益を強いるなどの不公正な取引を行いません。

3. 組織の利益に反する行為の禁止

組織の正当な利益に反して、自分や第三者の利益を図るような行為を行いません。

4. 組織情報の適切な取り扱い

経営情報について正確な情報を作成し、監査や検査に協力します。また、適時適切な情報の開示に努めます。

機密情報、個人情報への取り扱いは厳正に管理します。

5. 反社会的勢力の排除

善良な生活や適正な組織活動を破壊するような反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な方法で解決を図ることなく毅然とした対応で排除します。

6. 政治との適正な関係

選挙、政治活動及び政治資金等に関する法令を遵守し、政治的中立性の確保を図り、公正な姿勢で対応します。

7. 接待・贈答等の禁止

公務員やこれに準ずる者及び取引先の役職員に対して、社会通念を超える金銭、贈物、接待及びその他経済的利益を供与しません。また、間接的にそのような供与を助長する行為を第三者に対して行いません。

取引先の役職員から、社会通念を超える金銭、贈物、接待及びその他経済的利益を受領しません。

8. 適正な資金管理と経理処理

組織の資金は適正に管理し、会計は事実に基づき正確適正に処理し、虚偽や誤解を招く帳簿の記載を行いません。

9. 健全な職場環境

労働関係法令等を遵守し健全な職場環境を維持するとともに、人権を尊重し差別やハラスメント等の発生を防止します。

行動規範 2

農業共済綱領

- 1 われわれは いつも農家のことを考えて働こう
- 1 われわれは 農業共済事業を正しくおし進めよう
- 1 われわれは たがいに協力して明るい職場にしよう
- 1 われわれは 仕事に熱意をもち創意工夫しよう
- 1 われわれは 制度の完成に団結してすすもう

行動規範 3

NOSA I の理念

農業は 緑 土 水を守り

豊かな食料を供給する産業です。

わたくしたちNOSA I は

みずからの知と技を磨き

信頼の絆によって損害の防止と補てんに努め

日本農業の発展と

うるおいのある社会づくりに貢献します